

第 2 7 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成27年 8月24日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求を行った。

2013年度、2014年度、2015年度に、名古屋市南区の中学校が、生徒保護者から集めている、若しくは関係しているお金についてわかるもの（スポーツ掛け金、給食費は省く）

- (1) 保護者、生徒への集金のお知らせ（集金のための説明書も含む、生徒活動費、生徒活動福祉費等も含む）
- (2) 集金する項目ごとの「使途、目的」（(1)の項についての詳しい説明）のわかるもの。
- (3) 使途報告書、会計報告書、会計監査のなされたものは会計監査報告書を含む。
- (4) P T A等会則、規約及び、入会手続のわかるもの。
- (5) P T A等総会、総会日程のわかるもの及び、予算書、決算書
- (6) 学校の各担当、校務分担（公務分担）（会計担当者のわかるものを含む）がわかるもの。
- (7) 学校が関係する集金についての、使途基準、お金の使用範囲等及び、使途する、できる根拠、理由についてわかるもの。

2 同年10月 7日、実施機関は、上記 1の公開請求に対して、別表 1及び 2に掲げる行政文書を特定し、公開決定及び一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年10月19日、実施機関は、審査請求人から、上記 1(2)には「新郊中及び南光中の生徒活動費について、事前の説明も含む。」との申出があったので、その旨補正し、必要な決定を行うこととなった。

4 同年10月27日、実施機関は、上記 3で補正した請求に対して、新郊中及び

南光中（以下「本件中学校」という。）の生徒活動費について、当該費を集める前に項目の用途や目的について説明したもの（以下「本件公開請求」という。）について、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）を作成又は取得しておらず、存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

5 同年11月 4日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 上記第 2 4に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件公開請求に該当する文書は、審査請求人に公開した文書がすべてであり、それ以外の行政文書は存在しない。

(2) 本件中学校の生徒活動費は、任意団体である P T A が徴収する費用であり、P T A の管理執行で行っているものである。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 学校がお金を集めるに当たっては、別表 1にある「学校諸費集金のお願い」及び「諸費集金について」（以下「集金に関する文書」という。）だけでなく、文書にて生徒、保護者に対して、その根拠、趣旨、理由、用途の条件等について説明することが求められる。説明することは、学校、校長の責務である。

説明をせず、用途も明確にせず（昨年集めていたからということは、理由にならない）、集めることは不適正といえる。

また、転校生や新入生の保護者に対しては、会計報告等について説明がなければ理解することは困難であり、また、説明会当日に出席できない保護者のことを考慮すると、説明のための文書は必要であると考える。

したがって、本件公開請求の文書である説明のための文書を学校が作成

していなかったことはあり得ないと考えるため、説明のための文書が公開されることを求める。

(2) 集金に関する文書について、学校長名でお金を集めていることからすると、本件対象文書を取得していないという理由は納得できない。

(3) 本件中学校の学校の職務分担表によれば、教頭がPTAの職務をしていることがわかる。教頭は職務としてPTAのお金について理解し、お金の流れについても認識していることを踏まえると、本件公開請求の説明のための文書又はPTAのお金についての文書を、学校として入手取得していないわけではない。

したがって、本件対象文書をPTAが作成していて本件中学校は取得していなかったとは言えない。

(4) 名古屋市立小学校及び中学校は、義務教育であり、保護者にとっての義務であり、学校が集めるお金については従う以外に選択の余地がないことから、保護者に対する説明は当然にあるものであり、公開された文書以外に存在しないということは容認できない。

(5) PTA総会において、会計報告等を行っており、教頭はそこに出席していることから、会計報告等を含め入手していることは明らかである。

仮に、入手していないのであれば、お金の執行はできないことになる。

(6) 学校が集めるお金に関しては、その用途については、PTA活動というより学校の一部であるから、その文書等も公開されるべきである。

(7) 生徒活動決算報告書には、部活動関係諸費、生徒活動関係諸費等が記載されているが、業者から道具等を購入したら領収書等が存在しているはずである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の

知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 本件中学校には、P T A (Parent-Teacher Associationの略)が設置されている。

P T Aは、児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、保護者と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、会員相互の学習その他必要な活動を行う社会教育関係団体であり、任意団体の一種である。

(2) 任意団体であるP T Aの資金は、P T Aの管理下にあり、学校が監督、干渉するものではなく、本件中学校はその用途について権利義務を有さない。

また、社会教育法（昭和24年法律第 207号）第12条は、地方公共団体による社会教育関係団体への不当な統制的支配を禁じている。

(3) 本件中学校のP T Aの会議は、主に本件中学校内の会議室で開催され、本件中学校のP T Aの保有する文書は、本件中学校内に保管されるが、当該文書の管理はP T Aにより行われている。

新郊中学校のP T Aは、団体内での事務管理や参考資料としての必要性から、直近年度分のP T Aの保有する文書を新郊中学校内に保管している。

また、南光中学校のP T Aは、新郊中学校のP T Aと同様の理由で、過去 5年間分程度のP T Aの保有する文書を南光中学校内に保管している。

(4) 本件中学校の校務分掌表に記載されている渉外担当の業務は、外部団体と連絡・交渉することであり、外部団体の事務を代行することではない。

また、教員を含む本件中学校で勤務する職員（以下「学校職員」という。）が勤務中に専らP T Aの構成員としてP T Aの用務に当たることは、職務専念義務の観点からも認められていない。

4 本件対象文書について

(1) 当審査会において、上記第 2 2で公開された本件中学校の集金に関する文書を見分したところ、当該文書が校長名で発出され、また、主な支出内訳欄に生徒活動費が記載されている。さらに、校務分掌表にも P T A の会計担当に学校職員名が記載されていることから、生徒活動費は本件中学校の資金として集金しているようにも考えられる。

(2) しかし、実施機関によると、生徒活動費は本件中学校の P T A の資金であるとのことである。

(3) 本件中学校の生徒活動費が P T A の資金であるとするれば、上記 3(2) のとおり、本件中学校は P T A の資金の用途について権利義務を有しておらず、本件中学校の教頭等学校職員が校務として本件対象文書を作成する必要性があるとは認められない。また、P T A から文書が送付される等、本件対象文書を取得する状況に至ったとも認め難い。

(4) もっとも、審査請求人は校務分掌表の記載や本件中学校の集金に関する文書が校長名で発出されていることから、本件対象文書が存在するはずだと主張する。

しかし、上記 3(4) のとおり、本件中学校の校務分掌表に記載されている渉外業務は、あくまで外部団体との連絡等を担当するにとどまるものであることや、学校職員が勤務中に専ら P T A の構成員として P T A の用務に当たることは、職務専念義務の観点からも認められていないことに鑑みると、本件中学校の校務分掌表の記載は、保護者等からの問い合わせ等に備え、便宜的に、校務分掌表に学校職員の P T A 構成員としての担当業務が記載されているにすぎないと考えられる。

また、本件中学校は、生徒活動費以外にも給食費等を集金する必要がある、一回の通知文でまとめて集金するために、本件中学校の集金に関する文書も便宜的に校長名が記載されたものにすぎないと考えられることから、審査請求人の主張は採用することができない。

(5) したがって、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

5 以上のことから、本件対象文書は存在しないと認められる。

6 なお、審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

実施機関は、本件処分に関して、第 2 2及び 3のとおり、公開決定等を行い、その旨を審査請求人に通知した後、審査請求人から新たな申出があり、既に公開決定等を行っている平成27年 8月24日付け行政文書公開請求書を当該申出内容に応じた形に補正し、本件処分を行っている。

この経緯から、当初の公開請求の時点において本件対象文書が請求対象に含まれていなかったと解すべきであり、本来ならば、新たな公開請求として受理し、公開等の決定を行うべきであった。

実施機関は、今後、情報公開に係る事務手続きにおいて、適切に対応できるよう強く要望する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年 11月24日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月28日	実施機関の弁明意見書を受理
平成28年 1月 7日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
2月 8日	反論意見書の受理
令和元年 7月19日 (第19回第 1小委員会)	調査審議
10月18日 (第22回第 1小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第22回第 1小委員会)	調査審議
12月20日 (第24回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 3月10日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久

別表 1

公開決定で特定した行政文書の名称
<p>本城中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学年費等の集金について（請求に係るもの） ・ 平成25年度 P T A 経常費予算書（案） ・ 平成25年度 P T A 総会次第 ・ 2年学年通信ホップステップジャンプ（第13号平成27年 3月24日） ・ 3月の行事予定（請求に係るもの） ・ 平成26年度 P T A 経常費予算書（案） ・ 平成26年度 P T A 総会次第 ・ 平成27年度 P T A 経常費予算書（案） ・ 平成27年度 P T A 総会次第 ・ 名古屋市立本城中学校 P T A 会則 ・ 平成25年度校務分掌表（学校運営機構） ・ 平成26年度校務分掌表（学校運営機構） ・ 平成27年度校務分掌表（学校運営機構） <p>新郊中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校諸費集金のお願い（請求に係るもの） ・ 平成25年度学年費・積立金の会計報告 ・ 平成25年度 第 2学年 学年諸費集金会計報告 ・ 平成25年度経常費予算（案） ・ P T A 総会のご案内（請求に係るもの） ・ 平成26年度 第 1学年 学年諸費集金会計報告 ・ 平成26年度学年費・積立金の会計報告 ・ 平成26年度 第 3学年 学年諸費集金会計報告 ・ 平成26年度経常費予算（案） ・ 平成27年度経常費予算（案） ・ 学年諸費集金のお願い（請求に係るもの） ・ 名古屋市立新郊中学校 P T A 会則 ・ 平成25年度校務分掌 ・ 平成26年度校務分掌 ・ 平成27年度校務分掌 <p>桜田中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A 会費（経常費）のお願い（請求に係るもの）

- ・平成25年度 P T A 経常費予算（案）
- ・平成25年度 P T A 特別費予算（案）
- ・平成25年度 P T A 総会次第
- ・平成26年度 集金計画のお知らせ
- ・平成26年度 修学旅行集金のお知らせ
- ・第 1 学年会計報告（請求にかかるもの）
- ・第 2 学年会計報告（請求にかかるもの）
- ・第 3 学年会計報告（請求にかかるもの）
- ・平成26年度 P T A 経常費予算（案）
- ・平成26年度 P T A 特別費予算（案）
- ・平成26年度 P T A 総会次第
- ・平成27年度 集金計画のお知らせ
- ・平成27年度 P T A 経常費予算（案）
- ・平成27年度 P T A 特別費予算（案）
- ・平成27年度 P T A 総会次第
- ・名古屋市立桜田中学校 P T A 会則
- ・校務分掌表（学校運営機構）（請求に係るもの）

大江中学校

- ・第 1 回学校納付金引き落としのお知らせ（請求に係るもの）
- ・第 2 回学校納付金引き落としのお知らせ（請求に係るもの）
- ・第 3 回学校納付金引き落としのお知らせ（請求に係るもの）
- ・第 4 回学校納付金引き落としのお知らせ（請求に係るもの）
- ・第 5 回学校納付金引き落としのお知らせ（請求に係るもの）
- ・1年生 1 学期会計報告（請求に係るもの）
- ・1年生 2 学期会計報告（請求に係るもの）
- ・1年生 3 学期会計報告（請求に係るもの）
- ・1年生 学年末会計報告（請求に係るもの）
- ・2年生 1 学期会計報告（請求に係るもの）
- ・2年生 2 学期会計報告（請求に係るもの）
- ・2年生 3 学期会計報告（請求に係るもの）
- ・2年生 学年末会計報告（請求に係るもの）
- ・3年生 1 学期会計報告（請求に係るもの）
- ・3年生 2 学期会計報告（請求に係るもの）
- ・3年生 学年末会計報告（請求に係るもの）
- ・平成25年度 P T A 経常費予算（案）

- ・平成25年度大江中学校P T A総会
- ・平成26年度学校納付金（1年生）についてのお知らせ
- ・平成26年度学校納付金（2年生）についてのお知らせ
- ・平成26年度学校納付金（3年生）についてのお知らせ
- ・平成26年度学校納付金（I J組）についてのお知らせ
- ・平成26年度 1年生会計報告
- ・平成26年度 2年生会計報告
- ・2年生稲武野外教育会計報告（請求に係るもの）

名南中学校

- ・1年生保護者宛て文書（平成25年 4月26日付け）
- ・2年生保護者宛て文書（平成25年 4月26日付け）
- ・学年諸費 3回目の引き落としについて
- ・3年生保護者宛て文書（平成25年 4月19日付け）
- ・11・12組保護者宛て文書（平成25年 4月26日付け）
- ・学年諸費 2回目の引き落としについて
- ・平成25年度 第1学年諸経費会計報告について
- ・平成25年度 第2学年諸経費会計報告について
- ・平成25年度 第3学年諸経費会計報告について
- ・平成25年度 11・12組諸経費会計報告について
- ・平成25年度P T A会計予算
- ・第1回P T A委員総会次第（請求に係るもの）
- ・名古屋市立名南中学校P T A会則（請求に係るもの）
- ・名古屋市立名南中学校P T A会則内規（請求に係るもの）
- ・学年諸費集金について（請求に係るもの）
- ・平成26年度 第1学年諸経費会計報告について
- ・平成26年度 第2学年諸経費会計報告について
- ・平成26年度 第3学年諸経費会計報告について
- ・平成26年度 第3学年11・12組学級諸経費会計報告について
- ・平成26年度 11・12組学級諸経費会計報告について
- ・平成26年度P T A会計予算（案）
- ・平成27年度P T A会計予算（案）
- ・学校運営機構（請求に係るもの）

南光中学校

- ・諸費集金について（請求に係るもの）

- ・平成25年度南光中P T A経常費予算書（案）
- ・P T A総会のご案内（請求に係るもの）
- ・平成26年度南光中P T A経常費予算書（案）
- ・諸費集金についてお詫びと訂正（請求に係るもの）
- ・3年諸費集金（訂正）のお知らせ（請求に係るもの）
- ・平成27年度南光中P T A経常費予算書（案）
- ・名古屋市立南光中学校P T A会則
- ・南光中学校P T A規約細則
- ・平成25年度校務分掌表
- ・平成26年度校務分掌表
- ・平成27年度校務分掌表

別表 2

一部公開決定で特定した行政文書の名称
<p>本城中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度教育助成金決算書 ・平成25年度 P T A 経常費歳入歳出決算書 ・1年学年通信とともに生きる（第26号2015年 3月17日） ・平成26年度教育助成金決算書 ・平成26年度 P T A 経常費歳入歳出決算書 ・「平成27年度 修学旅行」ご旅行代金お支払いについてのご案内
<p>新郊中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度生徒活動費決算報告書 ・平成25年度経常費決算書 ・平成26年度生徒活動費決算報告書 ・平成26年度経常費決算書
<p>桜田中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度決算書 ・平成25年度 P T A 特別費決算書 ・平成26年度 P T A 経常費決算書 ・平成26年度 P T A 特別費決算書
<p>大江中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 P T A 経常費決算書 ・平成26年度 P T A 経常費決算書
<p>明豊中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 P T A 経常費決算報告書/平成26年度 P T A 経常費予算書（案） ・平成26年度 P T A 経常費決算報告書（案）
<p>名南中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 P T A 会費決算報告書/名南中学校 P T A 平成26年度事業計画（案） ・平成26年度第 1回 P T A 委員総会次第 ・平成26年度 P T A 会費決算報告書/名南中学校 P T A 平成27年度事業計画（案）

- ・平成27年度第 1回 P T A 委員総会次第

南光中学校

- ・平成25年度南光中 P T A 経常費収支決算書
- ・平成25年度生徒活動費決算報告書
- ・平成26年度南光中 P T A 経常費収支決算書
- ・平成26年度生徒活動費決算報告書